

国民健康保険

国民健康保険（保険年金課 健康保険担当 227-6071）

自営業の人や職場に健康保険制度のない人、後期高齢者医療制度の被保険者でない人を対象に医療保障する制度で、ほかに医療保険に加入していない人は必ず加入してください。

■国民健康保険に関する届け出

届出事由	届出内容
転入	世帯の全部または一部の人が転入し、社会保険の資格がない場合
転出	国民健康保険に加入している世帯の全部または一部の人が市外へ転出する場合
転居・世帯の合併・分離・世帯主の変更	世帯の全部または一部の人が市内に転居する場合
社会保険加入	世帯の全部または一部の人が社会保険に加入した場合
社会保険離脱	社会保険に加入していた世帯の全部または一部の人が退職などにより社会保険の資格がなくなった場合
出生・死亡	国民健康保険に加入すべき人が生まれたり、加入している人が死亡した場合
生活保護関係	生活保護を受給または廃止になった場合
その他	修学のために他市町村へ転出する場合

■国民健康保険で受けられる給付一覧

名 称	対 象	受けられる給付
療養費	病気、けがなどの治療・コルセットなどの補装具代	保険給付分
高額療養費	医療機関に支払った保険診療の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合（70歳未満と70歳以上では自己負担限度額が異なります）	超えた金額を給付
高額介護合算療養費	・世帯内で国保、介護保険の両保険から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったとき ・国保、介護を通じた自己負担限度額を超えた場合	超えた金額を給付
出産育児一時金	被保険者が出産したとき（赤ちゃん1人につき）	42万円給付 ※
葬祭費	被保険者が死亡したとき葬祭を行った人に	5万円給付

※産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合に限ります。それ以外は39万円です。妊娠12週目（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。

・70歳未満の入院の場合、医療機関に「限度額適用認定証」（交付には申請が必要）を提示することにより医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

